

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | |
|-------------|---|-------------|--|
| 法令ID/ 題名 | IVD17145 | 米子市都市公園条例 | |
| 根拠条項 | 008 | 第8条第1項及び第2項 | |
| 処分名 | 都市公園内行為の（変更）許可 | | |
| 所管部署名 | 都市整備部都市整備課 | コード | |
| 関係条項 | 米子市都市公園条例 第8条第3項及び第4項 米子市都市公園条例施行規則 第2条第3項及び第4項並びに別記様式第4号及び別記様式第5号 | | |
| 審査基準 | <p>1 条例の規定による基準</p> <p>(1) 次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、（変更）許可しないものとする。</p> <p>① 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>② 都市公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>③ 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けるおそれがあると認められるとき。</p> <p>④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(2) 米子市都市公園条例第8条第1項各号に掲げる行為の審査は、「米子市都市公園条例第8条第1項各号に掲げる行為の審査基準」による。</p> <p>2 火気の使用を伴う行為に関する（変更）許可の基準</p> <p>(1) 別紙1に定める火災予防措置を講じること、及び後片付けを行うことを条件として（変更）許可をする。</p> <p>(2) 次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、安全が確保されると認められる場合に限り、（変更）許可をする。なお、火気を使用する行為については、湊山公園（別紙2に定める区域に限る。）、催し等で公園又は緑地で行われる場合、自治会行事その他の地域活動で当該地区の街区公園又は緑地で行われる場合に限る。</p> <p>① 当該都市公園の他の利用者に支障が及ばない場所で行われるものであること。</p> <p>② 別紙1に定める火災予防措置が遵守されると認められるものであること。</p> <p>③ 火気を使用した調理を伴う行為については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 当該調理が、直火ではなく、調理器具等を使用して行われること。</p> <p>イ 当該調理が自ら飲食をするために行うものである場合は、主催者において火気の使用を監視する者が配置されること。</p> <p>ウ 当該調理がイに掲げる目的以外の目的のために行うものである場合は、主催者において火災を予防するための責任者が配置されること。</p> <p>④ 調理以外の火気を使用する行為については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 火気の使用が、直火ではないこと。</p> <p>イ 催し等における出店及び自治会行事その他の地域活動で火気器具を使用する場合</p> | | |

は、火元責任者を選任し、予め消防機関に届出を行い安全対策について指導を受けていること。

(設定年月日・令和5年12月27日)

法令の標準処理期間
条項及びその期間

標準処理期間

1か月以内

(設定年月日・平成29年10月27日)

備考